

「資本的支出と 修繕費」の税務

2019年

7月18日木

講師 税理士 山下 雄次 氏

時間 14:00 ~ 17:00

税務調査での指摘事項で常連であるのは「資本的支出と修繕費」の区分です。従来よりずっと変わらず、この両者の区別は難しい要素を含んでおり、税務調査で交際費と並んで常に問題になります。

この講座では、資本的支出の本質を探り、税務調査で指摘されても理論的に説明できるレベルを目指します。

セミナー内容

【1】資本的支出と修繕費の定義

「通常の維持管理」の範囲
少額修繕費と少額減価償却費資産との関係

【2】形式基準の使い方と注意点

形式基準には、適用する順番がある
「前期末における取得価額」の考え方

【3】圧縮記帳、特別償却などの優遇税制との関係

資本的支出は、投資促進税制の対象となるのか？
中小企業者等の少額減価償却資産の特例
(30万円未満)の適用可否

【4】新規取得・除去との関係

資本的支出は、新規資産の取得となるが、既存部分の除去は可能か？
償却を終えた資産への補修費用

【5】資産別の事例検討

建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、器具及び備品、ソフトウェア

※当日は、筆記用具・電卓をご持参ください。

開催日時

2019年7月18日(木) 14:00～17:00

開催場所

税理士会館 8階 (横浜市西区花咲町 4-106)

⇒JR桜木町駅より徒歩7分

⇒地下鉄桜木町駅南1番出口より徒歩7分

⇒みなとみらい線みなとみらい駅より徒歩20分

受講料

1名様につき (テキスト、消費税含む)

◎当セミナーは、税理士協同組合利用券および税務研究会会員特典「Webクーポン」はご使用できません。

■ 6,000円 東京地方税理士協同組合員・準会員

■ 19,440円 [会員 17,280円]

※会員は、税務研究会「A・B」会員、企業懇話会、税理士懇話会(法人税務研究会、資産税研究会)、国際税務研究会にご入会いただいているお客様となります。

※受講料は、開催日前日までにお支払いください。

※キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。代理の方のご出席もお受けいたします。当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。

講師

税理士 山下 雄次 氏

税理士法人右山事務所を経て、平成18年山下雄次税理士事務所開業。東京税理士会において会員電話相談室を担当。東京税理士会調査研究部委員。

主な著書に「会社税務の重要ポイント Q&A」、「申告に役立つ『税額控除制度』詳解」(共著、税務研究会)等がある。週刊「税務通信」にて「タックスフントウ」連載中。

お申込方法

下記申込書またはWebサイトよりお申込みください。
後日、受講票(郵送)、請求書をお送りします。

丸の内税研アカデミー

検索

お問合せ先

税務研究会 神奈川支局

〒220-0022 横浜市西区花咲町 4-106 税理士会館 2階 TEL.045-263-2822

申込先 FAX.045-263-2825

「資本的支出と修繕費」の税務(7/18・午後)セミナー申込書 No.122019

税務研究会 お客様コードNo.										申込日 20 年 月 日
会社名										
所在地	〒____-____									
TEL	()	-	FAX	()	-					
※ E-mail については、正確にご記入いただきますようお願いいたします。										
受講者	東京地方税理士協同組合区分 ※☑を入れてください				税理士登録番号		氏名			
	☐組合員(含準会員)		☐その他		No.		フリガナ			
※ E-mail										
通信欄										

※個人情報の取扱いについて…ご記入頂いた個人情報は、商品の発送、サービスの提供に使用させていただくほか、当社がおすすめする他の商品・サービスのご案内にも使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。